

## ジェネリック医薬品使用促進緊急対策期間の取り組みについて ～令和2年9月の使用割合の目標80%に向けた緊急対策～

全国健康保険協会(以下、「協会けんぽ」)は、令和2年2月から緊急対策として、平成29年6月に閣議決定された目標の使用割合80%に向けて、①ジェネリック医薬品軽減額通知サービス(以下、「軽減額通知」)の対象者の拡大、②医療機関・保険薬局への訪問を実施しました。

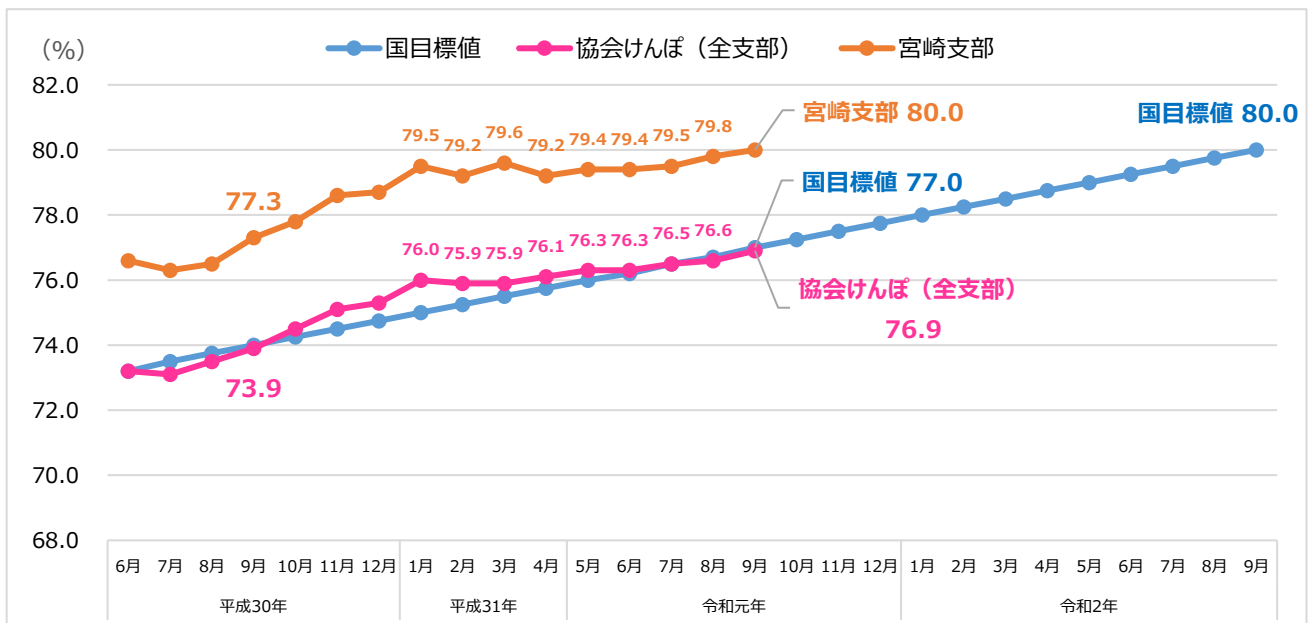
### 1. 緊急対策を行う背景

**宮崎支部は令和元年9月診療分で80%に到達したが、協会けんぽ全体は伸び悩み。**

協会けんぽにおける令和元年9月診療分のジェネリック医薬品の使用割合は、協会けんぽ全体では76.9%、平成31年1月以降の平均伸び幅が約0.1%と低迷しており、目標の使用割合80%の達成が困難となる見込みです。宮崎支部では令和元年9月診療分で国目標である80%に初めて達しましたが、平成31年1月以降の平均伸び幅は約0.06%と、協会けんぽ全体と比較しても伸びが鈍化しています。(図1参照)

なお、宮崎支部のレセプト分析では、協会けんぽ全体と比較した場合、診療種別では「医科入院(病院)」・「医科外来(病院)」、年齢別では20～29歳のジェネリック医薬品使用割合が低いなどの課題が明らかになっています。(詳細は参考資料1参照)(※1)

図1:平成30年6月以降のジェネリック医薬品の使用割合の現状(医科・DPC・歯科・調剤レセプト数量ベース)



※協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)

※1 図1と参考資料1はレセプトの集計方法・対象が異なるため集計月のジェネリック医薬品使用割合に差異が生じる

## 2. 緊急対策の取組

### お薬代の軽減可能額のお知らせの対象を初めて 15 歳以上に拡大

協会けんぽでは軽減額通知により、新薬(先発医薬品)をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合のお薬代の軽減可能額を、ご本人に対して通知しています。

これまで、通知対象者は 18 歳以上(※2)の加入者としていましたが、令和 2 年 2 月に通知する軽減額通知から、対象年齢を引き下げ、本サービスを開始して以降初めて、15 歳以上(※2)の加入者に拡大して通知しました。

これは、全国約 7 割の市区町村において、15 歳以上の年度末に乳幼児等医療費助成が終了するため、ジェネリック医薬品の切り替えに繋がりと考え、実施したものです。

このサービスは、平成 21 年度から実施しており、令和元年度の宮崎支部の通知件数は約 5.8 万件、切替え約 1.7 万件で切替率は約 30.0%でした。軽減効果額は 1 ヶ月で約 2,200 万円、年間推計すると約 2.6 億円となります。

※2 年度初め時点での年齢（軽減効果額は医科 500 円以上、調剤 50 円以上）

### 医療機関・保険薬局への個別訪問

協会けんぽでは、加入者のレセプトを分析することにより、個別の医療機関・保険薬局ごとに、ジェネリック医薬品の使用割合に特に寄与する医薬品の処方状況や、当該医療機関・薬局の所在する都道府県でよく使われている医薬品のリストを提供することで、ジェネリック医薬品を積極的に採用したいと考えている医療機関・保険薬局をサポートすることができます。（詳細は参考資料 2 参照）

これまで、宮崎支部では個別の保険薬局に対して、主に郵送により情報提供を行ってききましたが、今回、医療機関も対象として含め、ジェネリック医薬品の使用割合が低く、支部平均の向上に寄与する医療機関・保険薬局に対して、訪問し、情報共有を行いました。

#### ■医療機関等訪問実績

##### (1)月別訪問件数

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
1	0	0	0	0	24	3	7	35

##### (2)訪問件数 35 件の内訳

- ①医療機関 12 件
- ②薬局 23 件

【参考】訪問不可等 8 機関(医療機関:6 件、薬局:2 件)

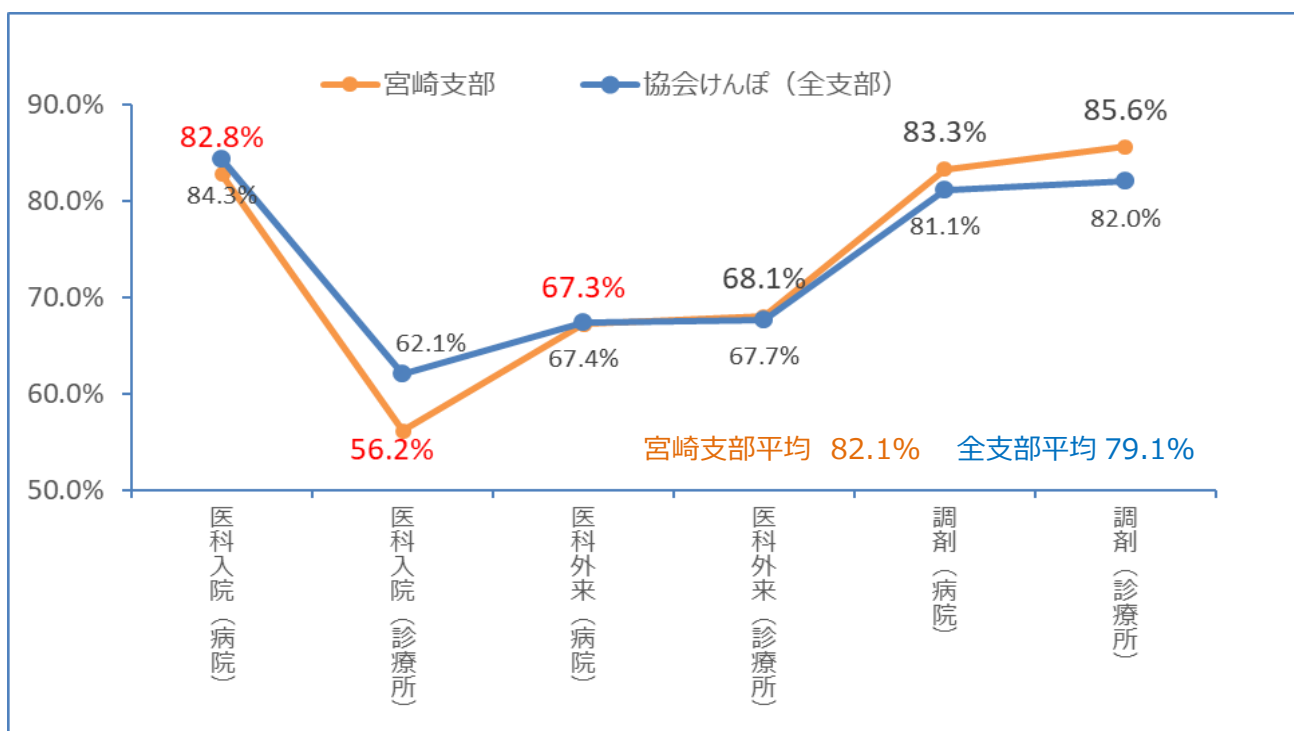
新型コロナウイルス感染症拡大時期と重なり、当初訪問予定としていた機関の訪問を見送りとした。

### (3) 訪問時に聞かれた意見等

- ・てんかん薬がジェネリックへの切り替え困難で、20歳代に処方量が多い。
- ・医師とコミュニケーションを取るよう心掛け、少しずつジェネリックへ切り替えできるようになった。
- ・先発品の多い大病院からの患者は切替しにくい。
- ・本人ではなく家族が先発品を希望するケースがよくある。
- ・外用薬(湿布など)は一度ジェネリックを処方しても、使い心地が悪く先発品に戻ってしまうケースがよくある。
- ・軽減額通知は単純に差額の案内ではなく、「この薬はこれだけの人が切り替えをしていて、多くの方が使用しているので安心して服用できる」といったような、不安を解消するようなアプローチをしてみてもどうか。
- ・高齢の方は医師とのつきあいも長く、医師が積極的でなければ、ジェネリック切り替えにそれほど前向きにならない傾向がある。
- ・処方元病院の医師が先発を処方する傾向が強く、ジェネリックへの切り替えに苦慮している。
- ・3年サイクルほどで医師が入れかわり、その都度、処方の傾向が変わるためジェネリックの切り替えに影響している。
- ・痛みにかかるものに関しては患者は特に敏感であると感じる。
- ・変更不可にチェックが付いているものは少ないが、患者の希望で変更できていない部分はある。
- ・在庫の管理はしているが、処方量が多くてジェネリックの在庫が無い場合がある。
- ・外皮用薬については、薬効は同じであるが、基剤が違うのでジェネリックを希望しないケースがある。
- ・親子で同時に処方を受ける場合、親は後発品、子供は先発品を希望することがよくある。薬局としては、後発品のことを説明し勧めているが、薬に対する不安であるとか、子供医療で自己負担が無いことにより先発品を希望されることがある。
- ・皮膚科の医師が、軟膏は先発品がいいと考えている(基剤が後発品は先発品と比べると劣るため)
- ・一般名処方されているものは基本的にジェネリックを採用している。
- ・使用割合向上に寄与する医薬品の中には、変更してもほぼ経済的メリットが得られない(薬価差が小さい)ものもあり、それを無理に勧めるのは難しい。
- ・コロナ感染症の影響で、循環器科や脳外科で使用するジェネリックの供給が満足に得られないという状況が、2~3か月ほどあった。
- ・若年層の使用割合が低い理由として、小児科で処方されるシロップなどは、味の面で先発品の方が好まれる側面も影響していると思われる。
- ・年齢による違いについて、若年層は自己負担を気にしなくてよいので、ジェネリックへの意識や認識が薄いように感じることもある。反対に高齢者は、昔から慣れ親しんだ先発医薬品を変更したくないという人もいる。
- ・取り組みの一つとして、待ち時間に記入いただく問診票の中にジェネリックについての質問事項や紹介記事を掲載し、患者への情報提供と意識付けを行っている。

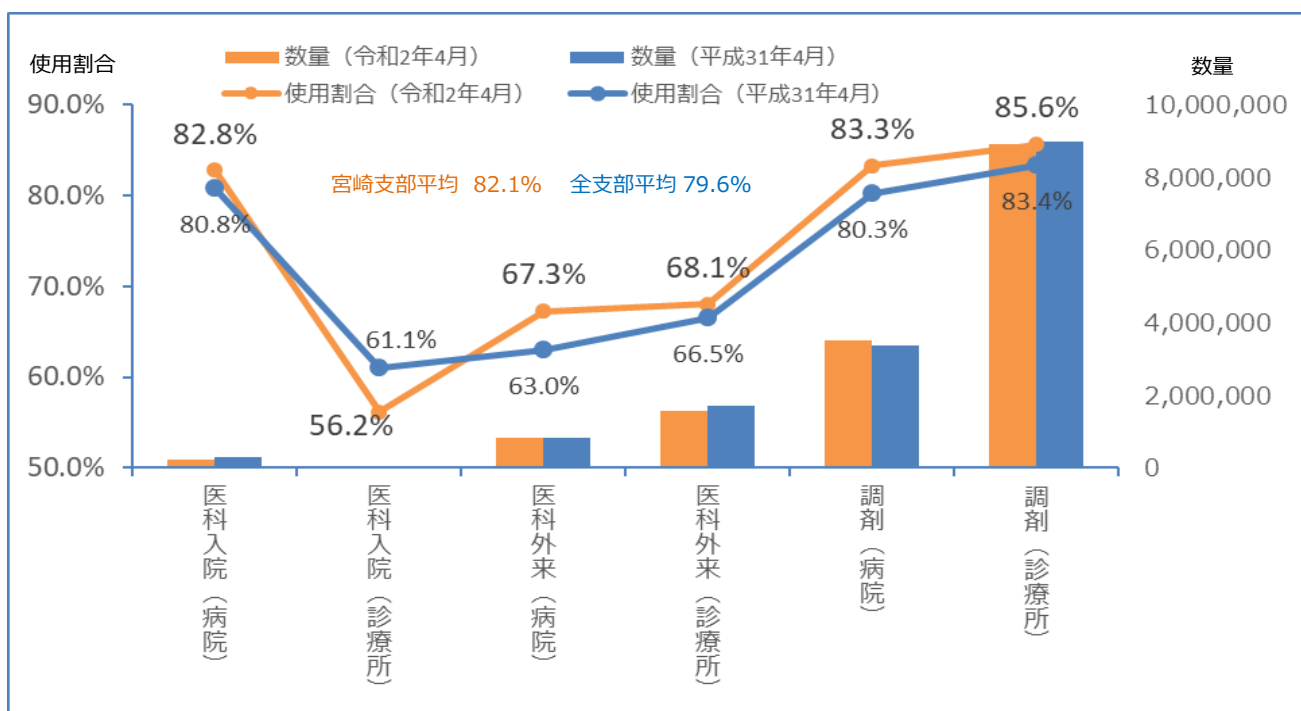
【診療種別からみた状況】

図 1: 診療種別ジェネリック医薬品使用割合① (令和2年4月診療分における全支部平均との比較)



宮崎支部は医科入院(病院)、医科入院(診療所)、医科外来(病院)で協会けんぽ全支部の平均値を下回る。

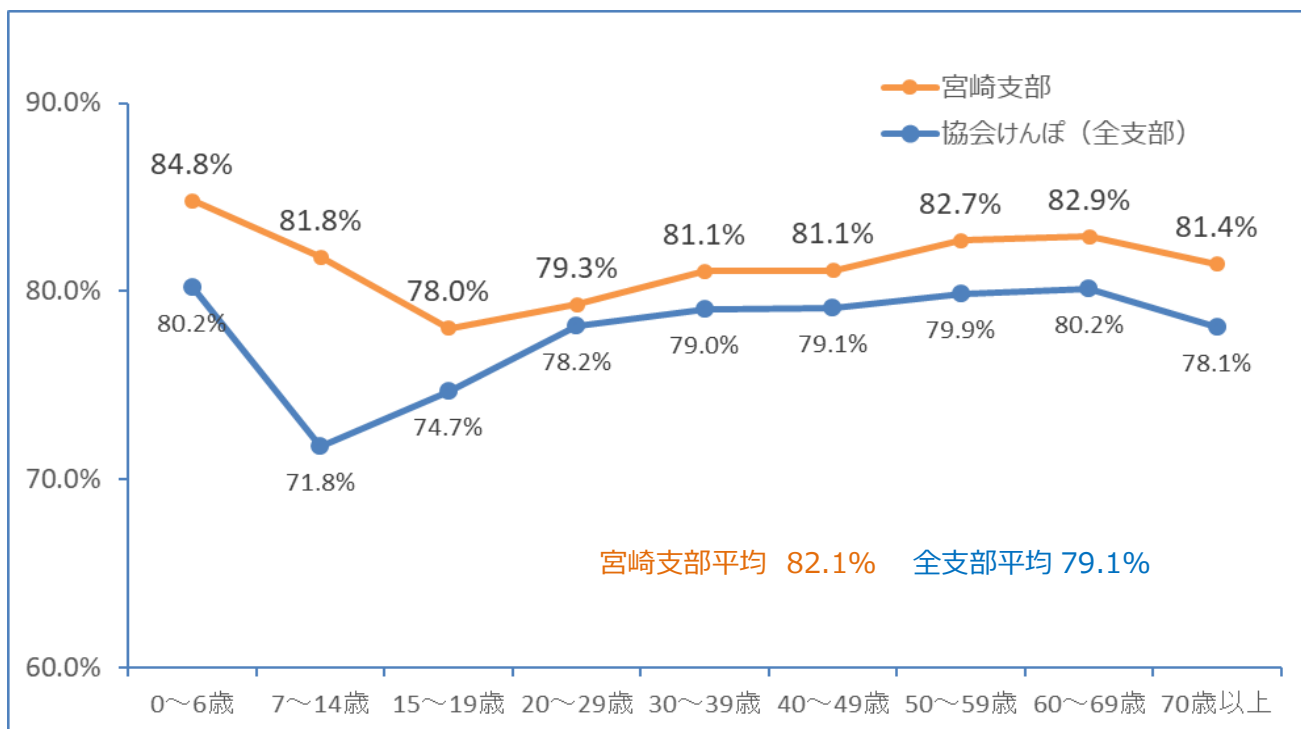
図 2: 診療種別ジェネリック医薬品使用割合② (宮崎支部における経年比較)



医科入院(診療所)以外で使用割合が伸びている。

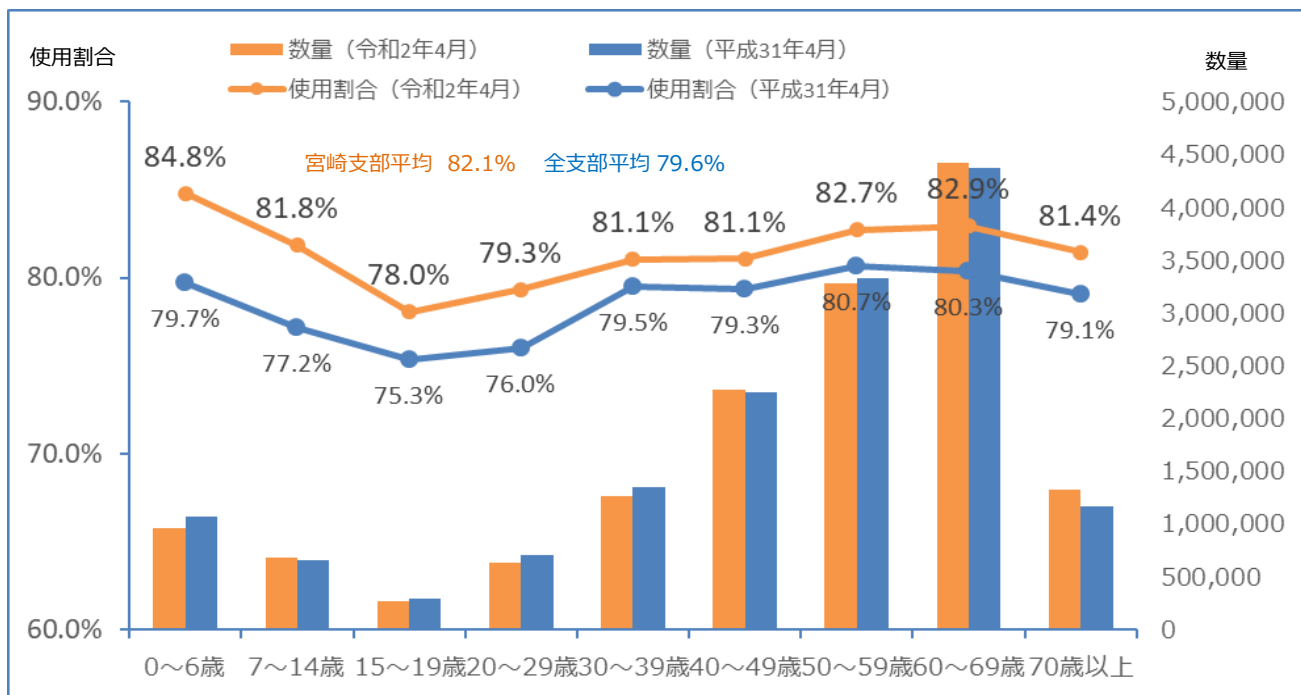
【年齢階級別からみた状況】

図 3: 年齢階級別ジェネリック医薬品使用割合① (令和2年4月診療分における全支部平均との比較)



宮崎支部は全年齢階級で協会けんぽ全支部の平均を上回るが、15~29歳の年代が80%を下回り若干低くなっている。

図 4: 年齢階級別ジェネリック医薬品使用割合② (宮崎支部における経年比較)

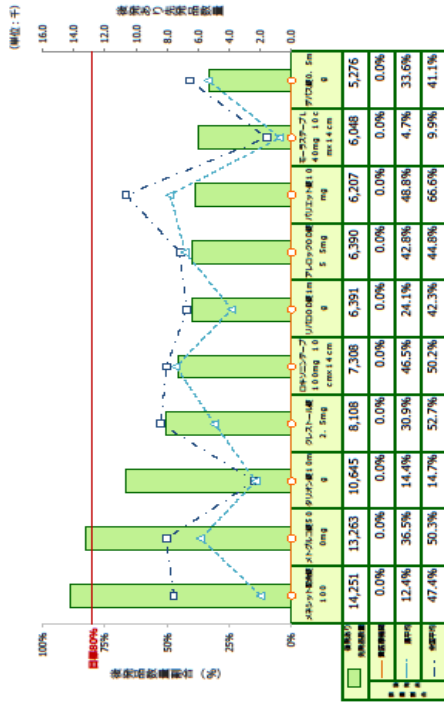


全年齢階級で使用割合が向上する中、15歳未満の伸びが特に大きい。

参考:「ジェネリック医薬品に関するお知らせ(院内版)」の見本(表面)

### 5. 貴医療機関における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。  
 国目標80%に達していない医薬品は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



### ジェネリック医薬品に関するお知らせ(院内版)

～貴医療機関の処方状況について～

全国健康保険協会 〇〇〇支部  
 〒XXXX-XXXX  
 〇〇市〇〇区1-1-1  
 〇〇〇ビル 〇〇階  
 TEL: XXX-XXX-XXXX

御中

## 《サンプル》

### A 医療機関

全国健康保険協会(協会けんぽ)の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
 さて、平成29年6月の閣議決定において「2020年9月までにジェネリック医薬品(以下、後発品)の使用割合を80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められました。

協会けんぽといたしましても、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、後発品の普及促進の取組を積極的に進めています。この取組の一環として、協会けんぽ加入者の方のレセプトを集計し、地域における後発品使用割合等について、医療機関様へ情報提供を行っております。後発品の取組をご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

### 1. 協会けんぽ加入者への処方状況

「貴医療機関」「二次医療機関」「県平均」の後発品にかかる処方状況をお知らせします。

人 数	院内処方		県平均
	貴医療機関	二次医療機関平均	
人数	9,680人	136人	111人
後発品を処方した加入者数	3,527人	22人	18人
後発品を処方した加入者割合	36.4%	15.9%	15.9%
貴医療機関の処方数量	1,163,272	3,969	2,429
後発品のある先発医薬品の処方数量	379,717	1,033	603
後発品の処方数量	278,589	1,282	837
後発品の数量割合	42.3%	55.4%	58.1%
貴医療機関にて処方した医薬品の薬剤金額	240,773,405円	986,805円	433,589円
後発品の薬剤金額(10剤)	7,294,762円	61,066円	34,186円
後発品金額割合(10剤)	3.0%	6.2%	7.9%

※本紙に掲載している情報は、協会けんぽ平成30年4月診療分の医療レセプトにもとづいて作成しています。  
 ※入院(DPC含む)レセプトが存在する場合は、入院と入院外を累計して処方数量や薬剤金額等を表示しています。

### 患者に安心感を与えるための説明 ~後発品使用促進に向けた医療機関の取組事例~

精神科の患者には、特定の医薬品へのこだわりが強い患者や、名称が変更することを嫌がる患者もいます。

このような患者に対しては「同じような効果があるから試してみよう」と勧め、一定期間使用してもらい、検査結果等で差異がないことを示したうえで使用を継続してもらおうように努めていた。

効果が解かったり、弱かったりもに際すこともできることを事前に持ちかけ、患者の不安を取り除くことが重要であった。

ジェネリック医薬品を使用していることをホームページ上でアナウンスしていた。

これにより患者に安心感を与え、医師の考えを示すことができた。

厚生労働省:「平成26年ジェネリック医薬品使用促進の取組事例とその効果に関する調査研究報告書」より

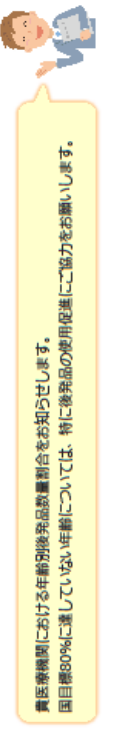
参考:「ジェネリック医薬品に関するお知らせ(院内版)」の見本(裏面)

## 2. 後発品数量割合と医薬品処方数量による貴医療機関の位置づけ



「後発品数量割合(縦軸)」と「医薬品処方数量(横軸)」をもとに貴医療機関の位置づけをお知らせします。地域の後発品使用状況を参考にさせていただきます。後発品の使用促進にご協力をお願いします。

## 4. 貴医療機関の年齢別後発品数量割合

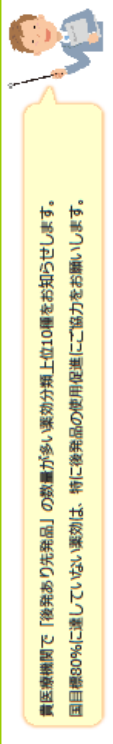


貴医療機関における年齢別後発品数量割合をお知らせします。国目標80%に達していない年齢については、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。

年齢	後発品数量割合	後発品数量
0~9	51.6%	6,922
10~19	43.9%	30,060
20~29	42.3%	13,296
30~39	41.7%	6,571
40~49	41.7%	16,973
50~59	42.7%	32,009
60~69	41.9%	64,515
70歳以上	41.9%	110,697
合計	44.5%	206,206

※円の大きさ=後発あり先発品数量+後発品数量

## 3. 貴医療機関の薬効分類別後発品数量割合



貴医療機関で「後発あり先発品」の数量が多い薬効種上位10種をお知らせします。国目標80%に達していない薬効は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。

薬効分類	後発品処方数	ジェネリック薬品処方数	ジェネリック薬品処方率
後発品処方数	90,168	70,172	48.793%
ジェネリック薬品処方数	23.7%	36.3%	20.5%
ジェネリック薬品処方率	51.9%	53.6%	49.3%
合計	64.8%	56.1%	57.6%

## ジェネリック医薬品の原薬は海外の粗末なものを使っているのでは？

方が一、純度の低い粗悪な原薬が製剤にそのまま使用されているとすれば、その医薬品の有効性や安全性に悪影響を及ぼすこともあり得るでしょう。しかし実際には、承認審査の段階で、原薬及び製剤それぞれの品質とともに先発医薬品の品質と同等であるいはそれ以上であるかどうかを審査するとともに、製剤の生物学的同等性が保証されているかどうかを審査し、問題のない医薬品のみが承認されています。また、原薬の純度に関する審査にあたっては、日米EU医薬品規制調和国際会議 (ICH) の合意に基づく「新薬有効成分含有医薬品のうち原薬の不純物に関するガイドライン」を、ジェネリック医薬品についてもそのまま準用しています。したがって、有効性及び安全性において先発医薬品と異なる影響を与えるような純度の低い粗悪な原薬による製剤が、ジェネリック医薬品として承認されることはありません。

なお、海外からの輸入による原薬は、ジェネリック医薬品だけに使われているわけではなく、先発医薬品として使われているものもあります。 ※PMDAのホームページにて原薬登録簿 (MF) が公開されています。

厚生労働省:「ジェネリック医薬品への疑問に答えます」～ジェネリック医薬品Q&A～より

参考:「ジェネリック医薬品に関するお知らせ(薬局版)」の見本(表面)

### 6.貴薬局における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。  
 国目標80%に達していない医薬品は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。

後発品数量割合 (数量)	後発品数量割合 (%)	後発品数量割合 (数量)	後発品数量割合 (%)
595	0.0%	220	0.0%
574	17.1%	190	0.0%
460	0.0%	175	26.6%
413	0.1%	150	25.0%
378	66.3%	144	61.0%
360	26.7%	135	50.9%
339	37.8%	120	66.6%
318	36.0%	110	50.9%
220	37.8%	100	66.6%
220	36.0%	90	57.2%
220	39.9%	80	71.0%
220	40.6%	70	71.0%
220	39.9%	60	71.0%
220	40.3%	50	71.0%
220	32.6%	40	71.0%
220	32.6%	30	71.0%
220	32.6%	20	71.0%
220	32.6%	10	71.0%

### ジェネリック医薬品に関するお知らせ

～貴薬局の調剤状況について～

全国健康保険協会 〇〇〇支部  
 〒XXX-XXXX  
 〇〇市〇〇区1-1-1  
 〇〇〇ビル 〇〇階  
 TEL: XXX-XXX-XXXX

### 《サンプル》 B薬局

全国健康保険協会(協会けんぽ)の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の閣議決定において「2020年9月までにジェネリック医薬品(以下、後発品)の使用割合を80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められました。

協会けんぽといたしましたが、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、後発品の普及促進の取組を積極的に進めてまいります。この取組の一環として、協会けんぽ加入者の方のレセプトを集計し、地域における後発品使用割合等について、薬局様へ情報提供を行っております。後発品の取組をご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

### 1.協会けんぽ加入者への調剤状況

「貴薬局」「二次医療圏」「県平均」の後発品にかかる調剤状況をお知らせいたします。

	貴薬局	二次医療圏平均	県平均
人数			
貴薬局にて調剤した協会けんぽ加入者数	515人	168人	141人
後発品を調剤した加入者数	371人	110人	100人
後発品を調剤した加入者割合	72.0%	64.9%	70.5%
数量			
貴薬局の調剤数量	43,783	25,813	21,123
後発品のある処方医薬品の調剤数量	5,675	5,270	4,038
後発品の調剤数量	24,394	11,051	9,744
後発品数量割合	81.1%	67.7%	70.7%
金額			
貴薬局にて調剤した医薬品の薬剤金額	1,717,002円	1,518,649円	1,096,556円
後発品の薬剤金額(10割)	585,292円	216,593円	182,175円
後発品金額割合(10割)	34.1%	14.3%	16.6%

※本紙に掲載している情報は、協会けんぽ 平成30年4月診療分の調剤レセプトにもとづいて作成しています。

### 先発品から後発品に変更後、患者に副作用が発生した場合の責任は？

医師が先発医薬品を適正に処方し、変更不可欄に「し」または「×」の印等のない処方箋について、薬剤師が適正に先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合には、仮にその医薬品により副作用被害が発生したとしても、医師や薬剤師にその副作用の責任が生じるものではありません。

適正に使用したにもかかわらず副作用による一定の健康被害が生じた際には、先発医薬品、ジェネリック医薬品のいずれの使用であっても、製造販売業者の社会的責任に基づき拠出金等を財源とした「医薬品等副作用被害救済制度<sup>(※)</sup>」の対象となり得ます。ジェネリック医薬品であるという理由で救済制度の対象から外れるということはありません。

※医薬品等副作用被害救済制度についてはPMDAのホームページをご覧ください。

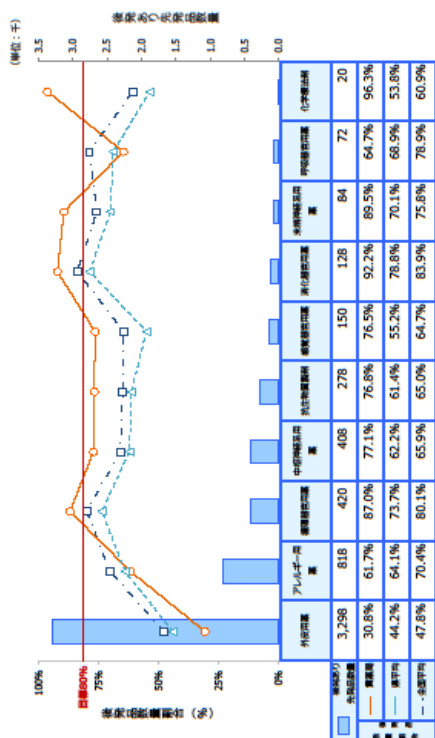
厚生労働省：「ジェネリック医薬品への疑問に答えます ～ジェネリック医薬品Q&A～」より



参考:「ジェネリック医薬品に関するお知らせ(薬局版)」の見本(裏面)

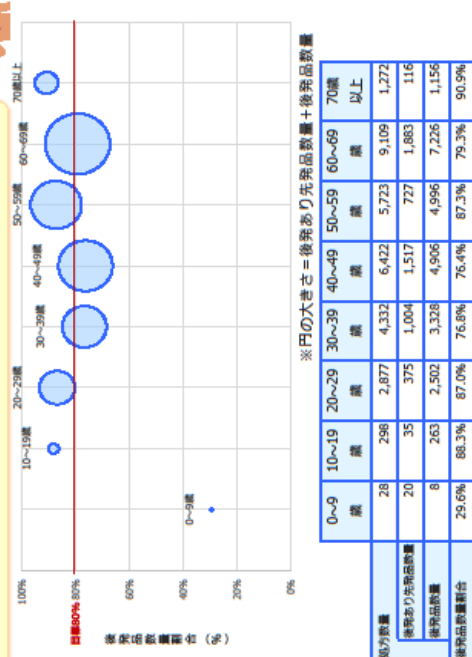
#### 4. 貴薬局の薬効分類別後発品数量割合

貴薬局における「後発あり先発品」の数量が多い薬効分類上位10種をお知らせします。国目標80%に達していない薬効は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



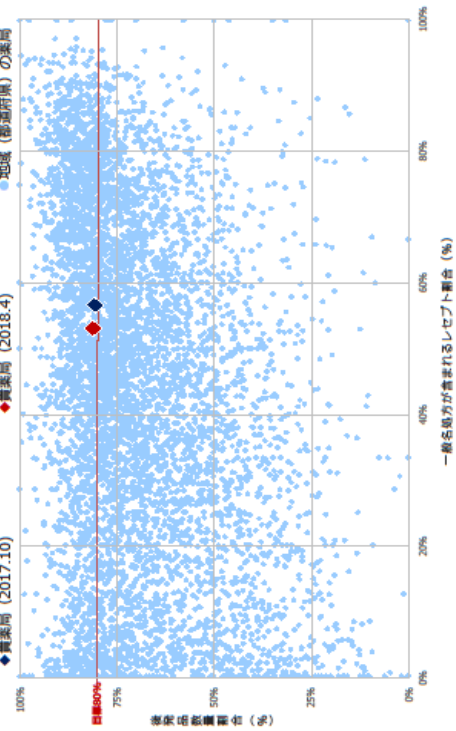
#### 5. 貴薬局の年齢別後発品数量割合

貴薬局における年齢別後発品数量割合をお知らせします。国目標80%に達していない年齢については、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



#### 2. 後発品数量割合と一般名処方が含まれるレセプト割合による貴薬局の位置づけ

「後発品数量割合(縦軸)」と「一般名処方が含まれるレセプト割合(横軸)」をもとに貴薬局の位置づけをお知らせします。地域の後発品使用状況を参考にしてください。また、さらなる後発品の使用促進にご協力をお願いします。



#### 3. 後発品数量割合と処方せん集約率による貴薬局の位置づけ

「後発品数量割合(縦軸)」と「処方せん集約率(横軸)」をもとに、貴薬局の位置づけをお知らせします。地域の後発品使用状況を参考にしてください。また、さらなる後発品の使用促進にご協力をお願いします。

